

令和8年熊本県地震に伴う特例措置のご案内

このたびの令和8年熊本県地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っています。詳しくは、熊本労働局、管内の労働基準監督またはハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 仕事をお探しの方は…

熊本労働局および管内の全てのハローワークに設置した「特別労働相談窓口」などでは、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。
被災前の住居地以外での就職等を希望される方の相談にも応じています。

2 就職活動中の学生・生徒の方は…

熊本労働局管内の新卒応援ハローワーク等に「特別労働相談窓口」を設置し、被災した就職活動中の学生などに対する個別の職業相談にお応えしています。

3 労働条件等に関するご相談は…

熊本労働局および管内の労働基準監督署に設置した「特別労働相談窓口」などでは、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。



相談窓口設置場所

災害による事業の休止などでお困りの方へ

雇用保険の特別措置があります

災害救助法の適用地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。また、本特別措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



Q&Aをご用意しています

地震に伴って休業する場合の手当の支払いや派遣労働に関する労働相談などについてのQ&Aをまとめているので、参考にしてください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせください。また、厚生労働省ウェブサイトにも掲載しています。



公共職業訓練および求職者支援訓練を受講されている方へ

職業訓練の修了認定や給付について特例措置があります

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を受講しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります。

詳しくは、それぞれの訓練機関へお問い合わせください。

雇用保険や職業訓練受講給付金を受給している職業訓練の受講者が、被災による訓練の中断や休講などで訓練を受けられない場合でも、失業給付や職業訓練受講給付金が支給されることがあります。

詳しくは、ハローワークまでお問い合わせください。

「未払賃金立替払制度」

申請書類の簡略化や迅速な処理を行います

地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々に関する未払い賃金の立替払いについては、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行います。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。なお、手続きや制度の詳細につきましては、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

手続の簡略化に関する詳細はこちら



未払賃金立替払制度の概要と実績についてはこちら



「就労中や通勤中に被災された方の「労災保険給付」

申請書類の受付を柔軟に行います

労働者の方が「就労中」や「通勤中」に、地震により建物が崩壊したことなどが原因となって被災された場合には、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）を受けられます。また、請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられなくても請求書は受け付けています。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

「災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」

メンタルヘルスおよび健康に関する相談を受け付けています

労働者健康安全機構では、自然災害または大規模な事故等により被災された方々（事業者、労働者およびその家族等）に対するメンタルヘルスおよび健康に関する相談を受け付けています。

自然災害又は大規模な事故等による
災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル

フリーダイヤル
携帯からも可

0120-200-826

【受付日時】平日10:00～17:00 ※土・日・祝日は除く

「勤労者財産形成持家融資」・「中小企業退職金共済制度」・「労働金庫」

財形持家融資の返済期間などに特例措置があります

独立行政法人勤労者退職金共済機構においては、財形持家融資の返済期間猶予等についての特例措置を設けています。

詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構にお問い合わせいただくか、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

独立行政法人
勤労者退職金
共済機構

03-6907-1234（中退共） 03-6731-2887（清退共、林退共）

03-6731-2831（建退共） 03-6731-2945（財形持家融資）

【受付日時】平日9:00～17:00 ※土・日・祝日は除く



厚生労働省
関係ウェブサイト



九州労働金庫における対応

預金通帳等を紛失した場合でも、ご本人確認をした上でお支払いします。

詳しくは、九州労働金庫お客様サービス室までお問い合わせください。または九州ろうきん（九州労働金庫）ウェブサイトをご覧ください。

九州労働金庫
お客様サービス室

フリーダイヤル
携帯からも可

0120-796-210

【受付日時】平日9:00～17:00 ※土・日・祝日は除く

九州ろうきん
（九州労働金庫）
ウェブサイト



詳しくは、熊本労働局、管内の労働基準監督署またはハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のウェブサイトでも、関連の情報をお伝えしています。